

伊那市オープンデータ公開・運用基準

平成30年2月1日決裁

伊那市オープンデータ推進に関する基本方針に基づき、オープンデータの公開・運用に関する基準を定める。

1 オープンデータの公開手続

(1) オープンデータとしての公開方法

市が保有する情報をオープンデータとして公開する場合、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示により二次利用の際のルールを示すものとする。なお、データに付与するライセンスは原則として自由度の高い「CC BY」を選択するものとし、「CC BY」以外のライセンスを適用する場合はその理由を明示する。

また、データのオープンデータとしての公開は、原則としてそのデータを保有・管理する所属が公開データを作成し、情報統計課（情報担当）及び、総務課（個人情報保護担当）の審査を経て、情報統括責任者の決裁を受けた後、行うものとする。

(2) オープンデータの蓄積方法

オープンデータの公開・活用の推進にあたっては本市ウェブサイト上への蓄積を基本とし、「LinkData (<http://linkdata.org/>)」など市のホームページ以外のサービスも積極的に活用することとする。

2 オープンデータとして扱う情報の公開の考え方

本市が保有するすべての情報のうち現状のまま情報公開可能なデータから速やかにオープンデータ化（二次利用可能なルールで公開）を進めるものとする。特に、緊急時に有用な情報については、他の情報に優先し順次オープンデータ化する。

この場合において、次に掲げる情報については、当該項目に記載した事項に留意するものとする。

(1) 過去の情報

将来的に変更が見込まれるデータであっても、作成日等を明示しデータの経時変化を追えるようにすることで新たな活用可能性を生み出すものと考え、データの作成日又は有効期限を明示したうえでオープンデータ化する。

(2) 最新性を担保できない情報

可能な限りデータの最新性を保つよう努めつつ、最新性を担保できないことを明示したうえでオープンデータ化する。

3 オープンデータの運用

各課等においては、定期的な更新を行うものとし、常にデータの最新性を保つよう努めるものとする。

4 見直し

今後の技術動向や地域情勢の変化、国の動向をふまえ、必要があると認めた場合、本基準を見直すものとする。

【用語解説】

(1) クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の適正な再利用の促進を目的として、国際的非営利団体クリエイティブ・コモンズが定めた一連のライセンス（許可証）。特定のマークの表示により、作品やデータの著作権を保持したまま「一定の条件を守れば作品・データを自由に利用して良い」という意思表示をすることができる。

(2) LinkData

一般社団法人リンクデータが提供する、オープンデータの活用を支援するプラットフォーム。データの形式変換や公開・蓄積機能、市町村ごとのランキング表示機能を備えており、プラットフォーム上では行政機関だけでなく民間によるデータ公開も積極的に行われている。